

兵高教組 2020年11月4日
人勸速報 No.3
調査情報17号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
 TEL: 078-341-6745 FAX: 078-351-3185
 URL: http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail: honbu@hyogo-kokyoso.com

2020 兵庫県人事委員会勧告 先行して一時金についてのみ勧告
業務量増加にもかかわらず、
一時金0.05月引き下げ を勧告
期末手当で引き下げ。再任用者の一時金は据え置き。

10月30日、兵庫県人事委員会は県知事と県議会議長に対して、県職員の特別給（一時金）に関する報告及び勧告をおこないました。勧告の内容は「国並みに一時金を0.05月引き下げ」というものです。

県人事委員会との4回にわたる交渉では、新型コロナウイルス感染症の影響で教職員の業務量が増加していることも訴え、一時金の引き上げが必要と要求してきましたが、業務量増加という認識を共有できたにもかかわらず、一時金引き下げの勧告となりました。上げるときは勤勉手当、下げるときは期末手当という点でも納得のいかないものです。

人事院の国家公務員の月例給に関する報告を受けて、県人事委員会との間では、月例給等の勧告・報告に向けての交渉が、早速11月4日から始まります（その様子については続報をお待ちください）。私たちの労働実態、生活実態を伝えて、賃金・労働条件を大幅に改善する勧告を求めていきましょう。

引き下げは期末手当で。今年度は12月期に。

勧告

- 一時金の民間の支給割合 4.44月との均衡を図るため、
現行 4.5月分 → 4.45月（再任用職員を除く）
期末手当を0.05月引き下げ
 実施日は、改定条例の公布の日。
今年度は12月の期末手当を0.05月引き下げ。
 来年度以降は、6月期、12月期の期末手当をそれぞれ0.025月引き下げ。

人事委員長「職員のモチベーションの維持向上について、人事委員会として考えなければならない」

一時金についての「報告」の中の「おわりに」では、次のように述べられています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が公務にも大きな影響を及ぼす中、職員においては、行政サービスを安定的に提供し、県民の安全・安心を確保するため、誇りと使命感を持って、日々の職務に精励していることに敬意を表する。

このことに関して人事委員長は、「一定程度の業務量の増加は認識している。今回は盛り込めなかったが、（月例給の勧告に向けて）人事行政上の諸課題の中で必要があれば盛り込みたい」と回答しています。また他にも、2年前の公民比較方法の見直しや高齢層職員の賃金改善に関わって、「職員のモチベーションの維持向上についてどんなことができるのか、人事委員会として考えなければならない。みなさま方の思いも添えさせていただいて」との回答も得ています。月例給等の勧告・報告に向けて、引き続き追求していく課題です。

月例給等についての人事委員会勧告に向けて

人事院の月例給に関する報告を受けて、人事委員会は「月例給についての勧告を可能な限り早期に」「会見（交渉）の日程がタイトになると想定。ご協力を」としてしています。

異例の状況の中でも、人事委員会に対して私たちの要求をしっかりと訴え、県当局との交渉の土台とするにふさわしい勧告・報告を求めていきましょう。

人事院 国家公務員の月例給について報告「改定なし」

人事院は10月28日、国家公務員の月例給に関して、「改定なし」とする報告をしました。

月例給の改定なし。民間給与との較差（△164円 0.04% 民間が公務を下回る）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるため。

公務員賃金は、地域経済や民間給与に大きな影響を与えるものであり、新型コロナウイルス感染拡大の中で、感染リスクを負いながらも国民のいのちとくらしを守るため最前線に立って長時間過密労働を続けている公務員労働者の奮闘に応え生活改善を進めるためにも、公務員の賃上げが必要です。そのような中で、月例給を据え置く報告をしたことは極めて不十分です。労働基本権制約の代償機関としての人事院の役割を果たしていないと言わざるを得ません。また、一時金と月例給を分けた異例の勧告が、地方公務員の給与改定の勧告および交渉に多大な混乱を生じさせていることも大きな問題です。

月例給等についての勧告に向けて、人事委員会宛の団体署名(分会)を至急に本部へ!